

産業競争力強化法（抜粋）

制定：平成 25 年 12 月 11 日法律第 98 号
最終改正：平成 26 年 6 月 27 日法律第 91 号

第 1 章 総則

（定義）

- 第 2 条 この法律において「産業競争力」とは、産業活動において、高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力をいう。
- 13 この法律において「生産性向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定するプログラムをいう。）であって、事業の生産性の向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

制定：平成 26 年 1 月 17 日

内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号

第 1 章 総則

（生産性向上設備等の定義）

第 5 条 法第 2 条第 13 項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次の表の上欄に掲げる指定設備であって、当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものうち、次に掲げる要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及び口の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するもの

イ 事業者が当該指定設備を導入する時点において、当該指定設備が、同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分（以下この号において「型式区分」という。）のうちその型式区分に属する設備の販売が開始された日（以下この号において「販売開始日」という。）が最も新しい型式区分に属するもの（次に掲げるものを含む。）であること。

1) 当該型式区分に係る販売開始日の属する年度（その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が、当該事業者が当該指定設備を導入する日の属する年度又はその前年度であるもの

2) 中小企業者等（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条第 4 項に規定する政令で定める中小企業者に該当する個人及び同法第 42 条の 4 第 6 項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいう。以下この条において同じ。）が導入する機械及び装置であって、当該機械及び装置の固有の機能を実現するための専用ソフトウェア（専用電子計算機（専ら当該機械及び装置の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）が組み込まれたものうち、当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分のうち販売開始日が最も新しい型式区分に次いで新しい型式区分に属する機械及び装置（当該最も新しい型式区分に属する機械及び装置が口の要件を満たしているものに限る。）

ロ 当該指定設備が、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の事業の生産性の向上に資するものの指標が年平均 1 パーセント以上向上しているものであること。

指定設備		販売が開始された時期に係る要件
減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目	
機械及び装置	全ての指定設備	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の10年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
器具及び備品	試験又は測定機器	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の6年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの	
	冷房用又は暖房用機器	
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	
	電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェアの実行するために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するサーバー用のソフトウェアをいう。以下この号において同じ。）が書き込まれたもの（次号において「サーバー用の電子計算機」という。）及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるものであって、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人を除く。）が取得又は製作をするものに限る。）	
工具	ロール	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の4年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
建物附属設備	電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。）	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
	昇降機設備	
	アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る。）	
	日射調整フィルム	
建物	断熱材	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の14年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
	断熱窓	
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の5年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

- (2) 機械及び装置、工具、器具及び備品（サーバー用の電子計算機にあっては、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。）、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が15パーセント以上（中小企業者等にあっては、5パーセント以上）となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）

に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \text{の増加額} (\text{設備の取得等をする年度の翌年度以降} 3 \text{年度の平均額})}{\text{設備投資額} (\text{設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額})}$$